

1. 本契約（基本賃貸借条件）の規定に関わらず、賃料は、2021年03月28日から発生するものとする。
2. 借主はシリンダー交換代として契約時に金23,760円を、賃料等と併せて貸主に支払うものとする。
3. 本契約（期間内解約）の条項に定める解約予告の満了日および解除日が賃貸借期間開始日から1年を経過していないときには、更に損害金として借主は賃料の1ヶ月分相当額を貸主に支払う。
4. (1) 貸主は借主が本契約書に定められた連帯保証人の責務を株式会社Casa（以下「Casa」という。）に委託することを了承した。
(2) 貸主および借主は、本契約に付随して別途、Casaと貸主は賃貸保証契約書を、Casaと借主は保証委託契約書を締結し、Casaの連帯保証人としての責務を定義する。
(3) Casaへの保証委託にかかる費用負担は借主の負担とし、貸主を通じてCasaへ支払う。
(4) Casaが解散し、もしくは破産手続・民事再生手続開始・会社更生手続開始の申立を行った場合、貸主は本契約（連帯保証人）の条文第3項に従い、借主に対し連帯保証人の変更を要請することができる。この場合、借主は新たに貸主の承諾する連帯保証人を貸主の変更要請から1ヶ月以内に選任しなければならないことを予め了解した。
5. 借主は、賃料の口座引き落としの際に、口座引き落としの成否にかかわらず引き落とし手続1回ごとに口座振替手数料として金110円（消費税等10%込）を三井不動産レジデンシャルリース㈱に支払うものとする。
6. 本契約ならびに本契約に付随して締結する消費税課税契約（駐車場、駐輪場等）ならびに付随して発生する各種手続き（契約変更、書面発行依頼等）の料金については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合は、改正以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算する。
7. 本契約（禁止事項）第1項（10）の定めに関わらず、以下各号の通りとする。
 - (1) 借主が本貸室内への動物の持ち込みおよび一時預り、飼育（以下、これらを総称して「飼育等」という。）をする場合は、貸主の事前承諾を必要とする。
 - (2) 前号の場合、貸主と借主は飼育等の条件について覚書を締結する。但し、貸主は覚書の締結に替え、確約書（貸主指定書式）ならびに必要な資料等が借主から提出されることにより飼育等を許可する場合がある。
 - (3) 借主が前号に定める覚書または確約書・資料等（以下、これら書面を総称して「覚書等」という。）を提出しない場合、覚書等の内容に違反した場合など、貸主が借主の飼育等を不適当と認めたときは、貸主はいつでも飼育等の停止を請求でき、この請求にかかわらず借主が飼育等を停止しない場合は、貸主は、期間を定めて催告したうえで、本契約を解除することができる。
8. 借主および連帯保証人は、貸主が本件貸室を転貸を目的として所有者等から賃借していることを了解し、貸主・所有者等間の賃貸借契約が終了したときは、所有者等が貸主に代わり本契約の貸主となることを予め了解した。
9. 貸主の借主に対する敷金返還義務は、所有者等が貸主となった場合、所有者等がこれを負い、貸主は免責される。
10. 貸主から所有者等へ貸主の地位移転がなされた場合、貸主は借主に対して書面による通知を行う。なお、連帯保証人に対する通知は、貸主の借主に対する通知をもってかえる。
11. 本件貸室内付属設備に、温水洗浄便座を含むものとする。以下余白